○東北地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十四日

東北地方整備局長　岡田　光彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
郡山市若葉町二七五番一から同市若葉町二八六番一まで	前	二七・五〇～五五・五〇メートル
	後	二七・五〇～五七・五〇メートル　〇・〇五二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十四日

東北地方整備局長　岡田　光彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	郡山市赤木町二七九番一から同市若葉町二八六番一まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月十四日

○東北地方整備局告示第八十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年七月十四日

東北地方整備局長　岡田　光彦

一　登録番号

東北地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社山形県建築サポートセンター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	武田　米男、堀田　稔、工藤　吉郎
変更後	鈴木　辰雄、黒澤　洋介、長谷川浩二

(2)　変更年月日

平成二十一年六月二日

○中部地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十四日

中部地方整備局長　佐藤　直良

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百五十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
桑名市多度町下野代字川原一二一七番から同市大字上深谷部字壱町田八五四番一まで	前	一九・五〇～五五・四〇メートル
	後	二一・四〇～六〇・二〇　一・六四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○四国地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十四日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	高知市二葉町一六〇一番二地内	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月十四日

○四国地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十四日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び四百九十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高知県高岡郡越知町野老山字タキヤシキ八八番二から同町野老山字西浦六二〇六番一まで	前	一三・五四～三〇・六四メートル
	後	二〇・七六～一四二・〇三　〇・三六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第七十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十一年七月十四日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

四国地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

社団法人　高知県建設技術公社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	仙頭　義寛、山本　茂男
変更後	山本　学、西森　敬祐、恒石　好信

(2)　変更年月日

平成二十一年六月一日